

第7章 文化財の保存・活用の推進体制

第1節 浜田市の推進体制

1 措置の主体等

(1) 浜田市

ア 庁内体制

浜田市では、本計画に基づく文化財の保存・活用、更には歴史文化を生かした観光振興やまちづくりを推進するため、第5章第5節で示した「文化財がみんなに支えられている浜田」に関する措置の展開を図りながら、庁内体制の充実・強化を図ります。

本計画に関係する又は連携を想定している庁内部署は、令和6年(2024)8月現在、次のとおりです。なお、下記以外の部署との連携が必要となった場合には、的確に対応します。

【教育委員会（教育部）】

■教育委員会文化振興課

○文化財係（本計画推進の事務局）

<業務内容>

- ・文化財に係る施策に関すること。
- ・文化財審議会に関すること。
- ・文化財の保護及び活用に関すること。
- ・文化財の調査及び研究に関すること。
- ・資料館運営協議会に関すること。
- ・資料館等文化財施設の整備、管理及び運営に関すること。
- ・市誌の編さんに関すること。
- ・その他文化財に関すること。

<職員数>

3人（うち埋蔵文化財の専門職員2人、文献の専門職員1人）

○芸術文化振興係

<業務内容>

- ・芸術文化の振興に係る施策に関すること。
- ・教育文化振興に係る公益財団法人に関すること。
- ・芸術文化施設の整備及び管理に関すること。
- ・文化団体に関すること。等

○神楽文化伝承室

<業務内容>

- ・石見神楽の文化伝承に関すること。

■教育総務課

<業務内容>

- ・教育行政の総合的な計画に関すること。
- ・図書館に係る施策に関すること。
- ・図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。等

■学校教育課

<業務内容>

- ・学校教育の振興に係る施策に関する事。
- ・子ども・若者育成支援に関する事。
- ・社会教育及び生涯学習に関する事。等

■教育委員会分室（金城、旭、弥栄、三隅支所内）

<業務内容>

- ・人権・同和教育の推進に関する事。
- ・その他事務局との調整により実施する事務に関する事。等

【総務部】

■防災安全課

<業務内容>

- ・防災会議及び地域防災計画に関する事。
- ・防犯及び地域安全対策に関する事。
- ・災害等発生時の対応に関する事。等

■財政課

<業務内容>

- ・予算編成及び執行管理に関する事。
- ・財政運営に関する事。
- ・財政計画に関する事。等

■デジタル推進室

<業務内容>

- ・行政情報施策の企画、調整及び推進に関する事。
- ・電子自治体の推進に関する事。等

【地域政策部】

■政策企画課

<業務内容>

- ・総合振興計画に関する事。
- ・人口減少問題及びまち・ひと・しごと創生に関する事。
- ・地域資源の活用推進に関する事。
- ・ホームページの管理に関する事。等

■まちづくり社会教育課

<業務内容>

- ・社会教育、生涯学習の推進に関する事。
- ・地域協議会、まちづくりセンターに関する事。
- ・自治会の育成及びコミュニティの活動促進に関する事。
- ・NPO法人の設立、認証に関する事。等

【健康福祉部】

■健康医療対策課

<業務内容>

- ・健康増進政策の企画・立案に関する事。
- ・地域の健康づくりに関する事。
- ・栄養改善及び食育推進計画の推進に関する事。等

【市民生活部】

■環境課

<業務内容>

- ・環境保存に関すること。等

【産業経済部】

■商工労働課

<業務内容>

- ・地場産業の振興に関すること。
- ・商工業及び鉱業の振興に関すること。
- ・事業継承対策に関すること。等

■産業振興課

<業務内容>

- ・地元産品の販路拡大支援に関すること。
- ・商品開発及び技術開発の支援に関すること。等

■農林振興課

<業務内容>

- ・山村地域及び中山間地域の振興に関すること。
- ・特産品及び振興農産物に関すること。
- ・野生鳥獣の保護及び有害鳥獣被害対策に関すること。等

■観光交流課

<業務内容>

- ・観光資源の調査及び観光コースの企画に関すること。
- ・観光宣伝に関すること。
- ・石見神楽・伝統芸能の振興に関すること。
- ・石見神楽の関係団体に関すること。
- ・都市間交流に関すること。等

【都市建設部】

■建設企画課

<業務内容>

- ・都市計画の企画及び調査に関すること。
- ・景観形成に関すること。等

■建設整備課

<業務内容>

- ・市道、橋りょう、公園、都市計画道路、都市下水路及び河川等の新設並びに改良工事に関すること。
- ・都市災害に関すること。等

【支所：金城、旭、弥栄、三隅】

■防災自治課

<業務内容>

- ・消防及び防災に関すること。
- ・防犯の啓発に関すること。
- ・自治会の育成及びコミュニティの活動促進に関すること。
- ・まちづくりセンター活動の推進に関すること。等

イ 浜田市が設置している資料館等

浜田市が設置している資料館等は、主に次の施設があります。

■浜田市浜田郷土資料館

本市の歴史や人々の生活などの資料を収集、保管、展示し、浜田の風土や歴史を考える場となっています。

■浜田城資料館

浜田城や日本遺産に認定された北前船寄港地である外ノ浦をはじめ、歴史的建造物である御便殿を紹介する施設です。本資料館は、令和元年(2019)10月に開館しました。

■金城民俗資料館

「西中国山地民具を守る会」が収集した波佐地区の生産・生活用具 2,500 点を所蔵する施設です。

この資料群は、この地域の山間部農村の生産の特色をよく示す資料として 758 点が国の重要有形民俗文化財に、生活の特色を示す資料として 221 点が県の有形民俗文化財に指定されている貴重なものです。

■金城歴史民俗資料館

もともと「たたら蔵」と呼ばれていた建物を展示施設として整備したもので、石見地域のたたら製鉄にまつわる「二丁フイゴたたら」の設備や用具、古文書などを所蔵しています。

また、金城地域出身の偉人、チベット巡礼探検家能海寛^{のうみゆたか}や文豪島村抱月の資料、遺跡から出土した考古資料など、金城地域の特色ある資料も所蔵しています

■旭歴史民俗資料館

紙すきの用具を中心に、山間部の農村の生産を示す資料、衣食住の生活用具を展示しています。また、製鉄遺跡の遺物や、やつおもて古墳群の出土品などの考古資料も展示しています。

■旭ふるさと歴史公園

資料館では、重富廃寺跡出土品のほか、やつおもて古墳群のパネル写真・出土遺物、昆虫学者湯浅啓温氏の遺品を展示しています。

公園内には、竪穴式住居ややつおもて 18 号墳のレプリカ等を展示しています。

■弥栄郷土資料展示室

浜田市立弥栄小学校の横の建物にある弥栄郷土資料展示室は、弥栄地域で出土した考古資料や色々な民具を展示しています。

■三隅歴史民俗資料館

三隅の地域歴史と生活に関する資料が約 4,000 点収蔵・展示されています。

主な展示品は苅立横穴墓出土品、石州半紙の紙漉き道具、生活用具、漁具など幅広く、三隅地域の歴史と暮らしを実物によって知ることができます。

■石州和紙会館

ユネスコ無形文化遺産である「石州半紙」や伝統的工芸品「石州和紙」の歴史や技術を学ぶことができる施設として開館しました。各種和紙製品の展示や工程の見学の他、紙漉きの体験などもできます。

■浜田市世界こども美術館

幼い頃から美術にふれあうことで創造力を養い、感性を養うことをモットーに様々な展覧会を開催し、子どもから大人まで「みること」と「つくること」の両方が楽しめる美術館です。

■石正美術館

三隅町出身の日本画家・石本正（いしもと しょう：本名は「ただし」）からの作品寄贈を受けて開館し、石本正の画業の全容を見ることのできる美術館です。

■図書館

中央図書館の貴重資料庫には、市指定文化財となっている浜田町時代の行政文書をはじめ、写真、絵図、図書、古文書といった歴史資料を数多く収蔵しています。また、旭、金城、弥栄、三隅地域の図書館についても、歴史や文化に関する書籍を収蔵しています。

ウ 浜田市が設置する審議会（文化財に関する審議会）

本計画に直接関係する審議会は、文化財審議会です。また、定期的に行われる浜田市総合振興計画審議会は、本計画に関する措置やその実施状況等、都市計画審議会は土地利用や整備・開発等の面において、本計画に関係することになります。

この他、計画の策定（改定）に際して設置する景観審議会は、本計画との整合の確保、本計画の反映に関しても審議する可能性があります。

これら以外の本計画に関係する審議会等が設置・開催された場合には、本計画の反映等に関する確に対応します。

■浜田市文化財審議会

文化財の保存及び活用に関して、教育委員会が諮問する事項について調査・審議し、これらの事項に関して教育委員会に対し意見を述べる、有識者・専門家で構成された機関です。

文化財保護法第 190 条に「地方文化財保護審議会」として規定されています。

■浜田市総合振興計画審議会

地方自治法第 2 条第 4 項に規定された「基本構想」にあたるものが総合振興計画で、総合振興計画や関連計画の策定（改定）、進捗管理体制・進捗管理方法及び評価等について審議する機関です。

本市においては、浜田市総合振興計画審議会条例を制定しています。

■浜田市都市計画審議会

都市計画に関する事項を調査・審議するために設置されている機関です。

都市計画法第 77 条の 2 に規定されています。

（2）所有者等

有形文化財や有形の民俗文化財等、及び記念物の土地の所有者・管理者は、その保存管理の主たる担い手となります。

無形文化財や無形の民俗文化財等を継承する保持者・保持団体は、主に次の団体があります。

○石州半紙技術者会

- ・昭和 44 年(1969)に国の重要無形文化財に指定された石州半紙を漉く技術を継承しています。

○浜田大名行列保存会

- ・現在の春の浜田を代表する民俗行事であり、江戸時代の参勤交代の様子を取り入れた浜田大名行列奴を保存・伝承しています。

（3）地域（所有者等以外）

ア 文化財の保存・活用に関わる団体

市民、自治会・町内会、地域活動団体、NPO法人、民間企業、その他関係団体は、地域に所在する文化財の保存・活用に協力、更には参加することが期待されます。

実際に文化財の保存・活用に取り組んでいる団体（無形文化財や民俗文化財の保持団体以外）

は、主に次の団体があります。

○西中国山地民具を守る会

- ・有形民俗文化財（民具）の調査・収集・研究・保護・活用を図るとともに、広く文化財保護継承活動を実践し、後世に正しく伝承していくことを目的として活動しています。

○三隅郷土史研究会

- ・歴史、文化財等の保存・活用に関する事業。
- ・三隅町内にある史跡・文化財のイラストマップを作成し、町内に眠っている史跡や文化財を再発見する活動を行っています。

○浜田手づくり甲冑愛好会

- ・浜っ子春まつりに大人用甲冑、園児用甲冑を用意し、浜田大名行列に参加することにより祭りを盛り上げるとともに、城下町として栄えた浜田藩の歴史を後世に伝え浜田への郷土愛の高揚を図っています。

○浜田市観光ボランティアガイドの会

- ・3月～6月、9月～11月の毎週日曜日に石見畳ヶ浦や浜田城跡、外ノ浦を浜田の歴史を交えながら案内し、郷土の風土や歴史、文化等の周知に努めています。

○地域研究センター協議会

- ・金城町波佐に所在する「石見地域研究センター」を拠点に、地方史・たたら製鉄・民俗学・「能海学」などの研究を推進しています。

また、今後、設立が期待される団体として、「文化財保存活用支援団体」をあげることができます。

【文化財保存活用支援団体について】

文化財保存活用支援団体（以下「支援団体」とします。）とは、地域の文化財の保存会やNPO法人等の民間団体と協力し、行政と民間がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくためのパートナーシップを結ぶことにより、このような民間団体を文化財の保存・活用に関する各種施策の推進主体として位置付けたものです。

専門的な知見や実績等を有する団体を支援団体として指定することで、所有者だけでは維持管理等が困難な文化財の保存・活用の促進を図るなど、地域の多様な主体が連携して文化財の継承に取り組んでいくことが期待されます。

浜田市においては、支援団体の指定は行っていませんが、上記の点を鑑み、本計画期間においてその必要性、可能性を勘案し、候補団体が見いだせた場合には、その団体と協議・調整し、指定に向けて取り組みます。

なお、支援団体として想定されるのは、文化財の保存・活用に取り組む社団法人、財団法人、NPO法人、営利団体（民間企業等）、法人格を持たない任意の団体である文化財の保存会や研究者のネットワーク組織などです。

イ その他市内の関係機関

浜田市の体制（本市が設置する審議会を含む）以外の市内にある文化財の保存・活用に関係する、又は可能性のある機関をあげると、次のようになります。

○島根県立大学（浜田キャンパス）

- ・平成19年(2007)4月に公立大学法人島根県立大学として設立され、浜田、出雲、松江にキャンパスがあります。
- ・浜田キャンパスには、国際関係学部、地域政策学部、総合政策学部(令和3年(2021)4月学生募集停止)があります。

○浜田市観光協会

- ・観光資源の開発並びに保存、郷土文化及び風光の紹介並びに宣伝、郷土芸能等、民俗的伝承の保護育成、観光情報の収集と発信、各種イベントの企画・開催及び関係団体との協働・支援などに関する事業を行っています。

(4) 専門家

文化財の保存・活用に関わる多分野の専門家（学識経験者、郷土史家、技術・技能者）の協力・支援、更には実際の調査や保存・活用への参加が期待されます。

こうした専門家の確保や連携にも取り組みます。

<想定（期待）する分野>

- ・文化財の種類（6類型）、埋蔵文化財、文化財の保存技術に関する専門家
- ・歴史分野の専門家
- ・文化財の保存に関する専門家
- ・文化財の活用に関する専門家：遺構の表現、造園（園路・広場・便益施設）、観光交流、情報発信、映像、ドローン、まちづくり等

2 市外の関係機関

浜田市の文化財の保存・活用に関係する市外の関係機関をあげると、次のようになります。

【国・関係機関】

- 文化庁
- 国立文化財機構文化財防災センター
- その他措置に関係する国の機関

【島根県等】

- 島根県教育庁文化財課
- その他島根県の関係部署
- 博物館等
 - ・島根県古代文化センター
 - ・島根県埋蔵文化財調査センター
 - ・島根県立古代出雲歴史博物館
 - ・島根県立八雲立つ風土記の丘
 - ・島根県立三瓶自然館サヒメル
 - ・島根県立しまね海洋館 アクアス
 - ・島根県立宍道湖自然館 ゴビウス
 - ・石見銀山世界遺産センター
 - ・島根県立美術館
 - ・島根県芸術文化センター グラントワ
 - ・島根県立図書館 等
- 今後、文化財の保存・活用で連携が期待される都道府県

【市町村】

- 日本遺産（神楽、北前船）で連携する自治体
- 今後、文化財の保存・活用で連携が期待される自治体

【大学等研究機関】

- 今後、文化財の調査や計画策定、保存・活用で、新たに参画が期待される大学等研究機関

第2節 地域社会総がかりの体制

浜田市では、「浜田市協働のまちづくり推進条例」を制定するなど、市民のまちづくり活動を支援しながら、協働のまちづくりを進めています。

文化財の保存・活用においても、協働を基本に地域社会総がかりで取り組んでいくため、次ページの図のような体制の構築を目指します。

情報共有と協働による地域社会総がかりの体制づくり

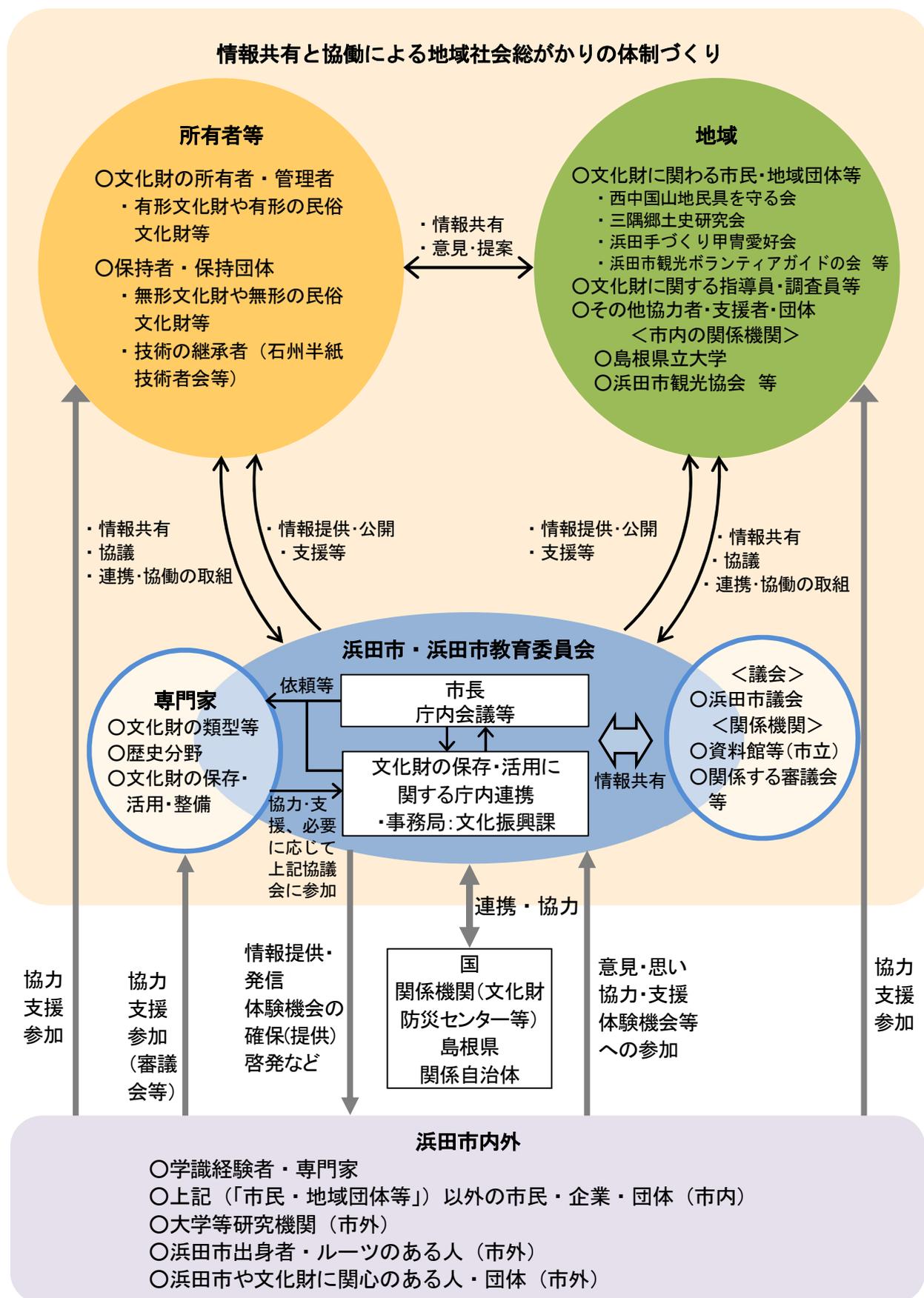


図 7-1 文化財の保存・活用に関する地域社会総がかりの体制づくり

第3節 計画の進行管理と体制

本計画に関わる措置を具体化し、効果を発揮させるためには、的確な計画の進行管理が求められます。

その方法は、毎年度又は前期・後期の節目の段階で、措置の経過観察を行いつつ、その結果をPDCAサイクルに反映することとします。

進行管理の体制は、文化振興課が事務局となり、関係課の協力・参加のもとに進行管理に取り組むこととなります。ただし、多くの措置の主体は文化振興課であり、当課が進行管理を主導する必要があります。

手順は、次の3つの段階（ステップ1～3）が考えられます。

ステップ1は、原則、毎年度、措置の実施の有無及び実現状況を確認します。

ステップ2は、措置を実施した年度において、該当する措置に関して妥当性・効果の確認及び評価を行います。

ステップ3は、措置が目標と方向性に寄与するためには、時間（期間）を要することが想定されることから、原則、前期・後期の最終年度、又は後期の最終年度に寄与の状況等を把握します。

また、ステップごとの基本的な内容（確認・検討事項）及び進行管理の体制を図化して説明すると、次頁の図のようになります。

各ステップの結果は、PDCAサイクルの考え方を活用しつつ、適宜、措置の効果的な実施や改善、更には計画の見直し、改訂につながります。

措置の評価などは、文化財審議会やその他の外部の意見把握（外部評価）を検討します。

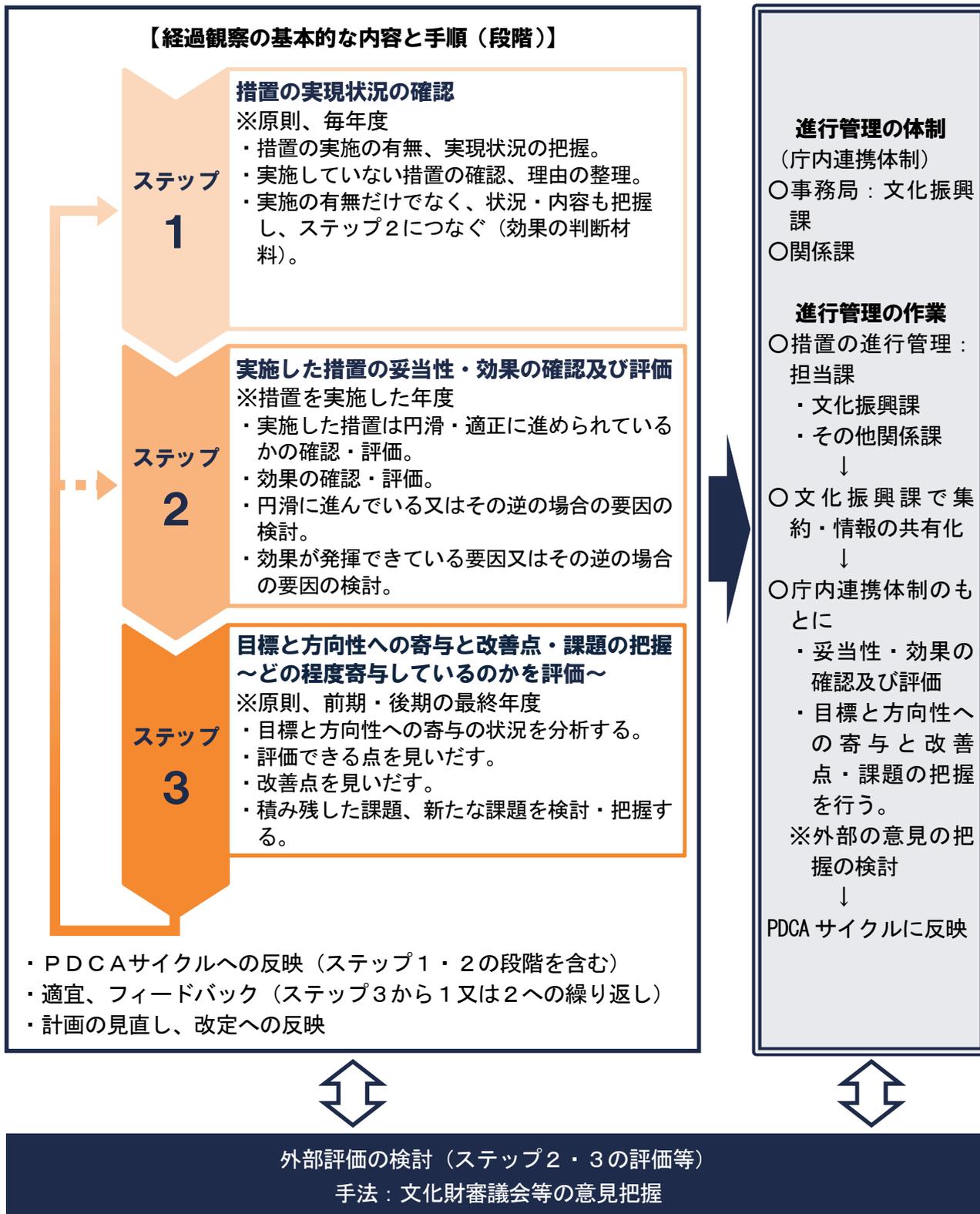


図 7-2 経過観察の基本的な内容と手順（段階）及び体制